平成２７年（フ）第１０８４６号
東京都足立区中央本町４丁目20―５―1212
破産者　田中　優樹
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９６６号
東京都足立区柳原２丁目39―13―101
破産者　鈴木　将之
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１０２０号
東京都練馬区東大泉１丁目15―22　見米タウンハウスＤ棟１
破産者　熊澤美保子
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１０５９号
東京都世田谷区太子堂１丁目３―36―905
破産者　中島　佳子（旧姓鈴木）
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１１８号
東京都品川区荏原４丁目３―９―301
破産者　池田　健彦
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１２５５号
千葉県船橋市東船橋３丁目25―13―103
破産者　相川　　進
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１２５６号
千葉県船橋市東船橋３丁目25―13―103
破産者　相川　理絵
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１２８３号
東京都千代田区神田錦町３丁目６番
破産者　株式会社大貢システム
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１３１１号
東京都練馬区立野町13―６―103
破産者　近藤　鮎子
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１３２５号
東京都目黒区駒場３丁目11番19号
破産者　一般社団法人ビジュー
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１３２９号
東京都新宿区富久町12番１―501号
破産者　有限会社アンティーク
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１３３０号
広島県福山市川口町２―16―12　サンヴァリー21　Ｂ101、開始決定時の住所東京都豊島区西池袋４丁目25―18―103
破産者　徳山　信男
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６６号
東京都西東京市田無町４丁目９―10―301
破産者　戴　　信悟（旧姓平井）
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７０号
東京都足立区梅田４丁目35―７　メゾンＴ・Ｋ203
破産者　小林　祈子
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８３号
東京都渋谷区本町２丁目23―14―102
破産者　渡邉　　徹
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９９号
東京都江戸川区南葛西４丁目10―６―201
破産者　工藤　　一
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３５号
東京都足立区新田３丁目35―22―401
破産者　豊川哲こと　任　　哲宇
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４５号
埼玉県幸手市大字上宇和田521番地18
破産者　ケーエスピー株式会社
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５５号
神奈川県秦野市名古木12番地の10
破産者　株式会社丸福商事
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５６号
神奈川県秦野市立野台３丁目16―７　エスポワール立野Ａ　101号
破産者　高橋　幸子
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７６号
東京都目黒区下目黒２丁目18番３号
破産者　株式会社鳳梨舎
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７７号
神奈川県横浜市緑区長津田２―35―39　長津田テラスハウスＢ３、住民票上の住所神奈川県横浜市青葉区松風台２―３
破産者　杉本　聖一
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部